

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（抄）

（平成20年 9 月30日財務省・農林水産省告示第36号）

平成20年12月 1 日財務省・農林水産省告示第43号

平成21年 4 月 1 日財務省・農林水産省告示第 6 号

平成21年 6 月30日財務省・農林水産省告示第14号

平成22年 4 月 1 日財務省・農林水産省告示第 7 号

平成22年 8 月12日財務省・農林水産省告示第17号

平成23年11月24日財務省・農林水産省告示第23号

平成24年 3 月27日財務省・農林水産省告示第 5 号

平成24年 4 月 6 日財務省・農林水産省告示第 7 号

平成25年 4 月 1 日財務省・農林水産省告示第11号

平成26年 3 月31日財務省・農林水産省告示第 9 号

平成27年 9 月30日財務省・農林水産省告示第24号

平成29年 3 月31日財務省・農林水産省告示第 8 号

平成30年 3 月26日財務省・農林水産省告示第 4 号

平成31年 3 月29日財務省・農林水産省告示第 7 号

令和 2 年 3 月10日財務省・農林水産省告示第 5 号

令和 2 年 3 月31日財務省・農林水産省告示第 6 号

令和 2 年11月30日財務省・農林水産省告示第21号

令和 3 年 2 月12日財務省・農林水産省告示第 2 号

令和 3 年 3 月24日財務省・農林水産省告示第 7 号

令和 5 年 3 月31日財務省・農林水産省告示第10号

令和 5 年12月21日財務省・農林水産省告示第36号

令和 6 年 3 月12日財務省・農林水産省告示第 8 号

令和 7 年 4 月 1 日財務省・農林水産省告示第 7 号

（農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金）

一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）別表第一第八号の下欄のハの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

農業者が、農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。第十八号において同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

（農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、振興山村・過疎地域経営改善資金）

二 法別表第一第八号の下欄のホの主務大臣の指定する果樹以外の永年性植物は、次のとおりとする。

オリーブ、茶、多年生草本、桑及び花木

(農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金)

三 法別表第一第八号の下欄のトの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

農業者が、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善を図るのに必要な次の資金

- 1 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 2 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- 3 品種の転換を行うのに必要な資金
- 4 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 5 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- 6 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
- 7 1 から 6 までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業経営資本強化資金)

四 法別表第一第八号の下欄のチの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金

- 1 災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金
- 2 法令に基づく処分又は行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導をいう。第五号の2、第七号の2及び第十七号の2において同じ。）により経済的損失（農業者の責めに帰することができない事由によるものに限る。第十七号の2において同じ。）を受けた農業経営の維持安定に必要な資金
- 3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰することができない事由により経営状況（取引状況を含む。）が悪化している場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
- 4 農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金
- 5 構成員の脱退に伴う持分の払戻しに必要な資金
- 6 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資に必要な資金
- 7 資本構成の是正その他の財務内容の改善に必要な資金

(林業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業経営資本強化資金)

五 法別表第一第八号の下欄のヲの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な次の資金（8及び9に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。）

- 1 災害により被害を受けた林業経営の再建に必要な資金
- 2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失（林業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。）を受けた林業経営の維持安定に必要な資金
- 3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金
 - (1) 最近の決算期における林業粗収益（法人にあっては、売上高。以下同じ。）が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の林業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も林業粗収益の減少が見込まれること。
 - (2) 最近の決算期における所得率（林業所得（法人にあっては、経常利益。以下同じ。）を林業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していること。
 - (3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - (4) 社会的な要因による一時的な林産物価格の低下又は資材等（樹苗、燃油その他の林業生産に必要なものをいう。以下この号において同じ。）の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより林業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (6) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項に規定する感染症をいう。以下同じ。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (7) 最近の決算期における林業所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - (8) 前期の決算期において、林業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては林業所得が黒字化したものの、二期合計で赤字であること。
 - (9) 前期の決算期において、林業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては林業所得が黒字化したものの、債務償還可能年数が二十年以上であること。
 - (10) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、林業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (11) 林産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、林産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
- 4 林業経営によって生じた負債の整理に必要な資金
- 5 構成員の脱退に伴う持分の払戻しに必要な資金
- 6 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資に必要な資金
- 7 資本構成の是正その他の財務内容の改善に必要な資金
- 8 法附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項の規定に基づき農林漁業金融公庫が融通した資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金
- 9 造林に必要な資金（林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和

五十二年法律第四十二号) 第二条第一項に規定する資金をいう。) その他国又は地方公共団体が融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除き、平成二十年九月三十日までに借り受けたものに限る。) を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金 (8に掲げる資金を除く。)

(林業経営育成資金)

六 法別表第一第八号の下欄のワの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 人工林若しくは天然林改良林の取得又は造林のための土地の取得に必要な資金
- 2 分収造林契約 (一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地について造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。) の当事者が当該契約に係る他の契約当事者から当該契約の契約事項の実施により植栽された樹木の持分を取得するのに必要な資金
 - (1) 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。
 - (2) 契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。
 - (3) (2)の場合における各共有者の持分の割合は、(1)の一定の割合と等しいものとする。
- 3 分収育林契約 (一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理 (以下この号の3において「育林」という。) に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの及びこれらの者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。) の当事者が当該契約に係る他の契約当事者から当該契約に係る樹木 (当該契約の締結時において樹齢が四十五年以下のものに限る。) の持分を取得するのに必要な資金
 - (1) 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。
 - (2) 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。
 - (3) (2)の場合における各共有者の持分の割合は、(1)の一定の割合と等しいものとする。
- 4 森林の保育、保護、保全等の育林 (造林に係るものを除く。) であって人工林又は天然林改良林に係るものに必要な資金

(漁業経営安定資金、農林漁業セーフティネット資金)

七 法別表第一第八号の下欄のタの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な次の資金 (4に掲げるものについては、沿岸漁業者 (沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするもの

に限る。)で、その漁船、漁具等売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすことなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限る。)

- 1 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金
- 2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失(漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金
- 3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む。)になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
 - (1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人にあっては、売上高。以下同じ。)が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。
 - (2) 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人にあっては、経常利益。以下同じ。)を漁業粗収益で除したものをいう。)又は純利益額が前期に比し悪化していること。
 - (3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - (4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃油、餌料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下この号において同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (6) 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (7) 最近の決算期における漁業所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - (8) 前期の決算期において、漁業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては漁業所得が黒字化したものの、二期合計で赤字であること。
 - (9) 前期の決算期において、漁業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては漁業所得が黒字化したものの、債務償還可能年数が二十年以上であること。
 - (10) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (11) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。
- 4 漁業用燃油、餌料、養殖施設その他漁業経営に必要な資材又は施設を取得し、又は設置するのに必要な資金(次に掲げる資金を除く。)を借り受けたために生じた負債の整理その他漁業経営の再建整備に充てるための資金
 - (1) 漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項の漁業近代化資金をいう。)その他国又は地方公共団体が利子補給を行う資金
 - (2) 沿岸漁業改善資金(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項から第四項までに掲げる資金をいう。)その他国又は地方公共団体が融通する資金

(3) 法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に掲げる資金（法附則第四十二条の規定による廃止前の農林漁業金融公庫法第十八条第一項の規定に基づき農林漁業金融公庫が融通した資金を含む。5及び第十八号の5の(2)のニにおいて同じ。）
その他政府関係金融機関が融通する資金

- 5 漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他漁業経営に必要な資材若しくは施設の取得若しくは設置のため、法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

(漁業経営改善支援資金)

八 法別表第一第八号の下欄のレの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金

- 1 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 2 魚種、漁場又は操業の時期若しくは方法の転換に伴い必要となる漁船漁業用施設その他の施設の取得に必要な資金
- 3 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金
- 4 漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用（水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。第二十三号の2の(4)において同じ。）に充てるのに必要な資金
- 5 漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金

(漁業経営改善支援資金)

九 法別表第一第八号の下欄のソの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 漁船の隻数の縮減のため、次に掲げる業種に係る漁業ごとにそれぞれ、当該漁業を営む者が、他の当該漁業を営む者であつて当該漁業に使用する漁船を当該漁業に使用することを廃止するものに対し、当該廃止に係る補償金を支払う場所において、その支払に必要な資金
 - (1) 沖合底びき網漁業のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則（昭和五十一年農林省令第二十四号。以下「規則」という。）第六条第一号に掲げる漁業をいう。）
 - (2) 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの（規則第六条第三号に掲げる漁業をいう。）
 - (3) かつお・まぐろ漁業（規則第六条第五号に掲げる漁業をいう。）のうち、総トン数百二十トン以上の動力漁船によるもの
 - (4) 中型さけ・ます流し網漁業（規則第六条第六号に掲げる漁業をいう。）

(5) 小型さけ・ます流し網漁業のうち、日本海の海域のみを操業区域とするもの（規則第六条第七号に掲げる漁業をいう。）

(6) ニュージーランドいか釣り漁業（規則第六条第九号に掲げる漁業をいう。）

(7) 小型さけ・ます流し網漁業のうち、(5)に掲げるもの以外のもの（規則第六条第十一号に掲げる漁業をいう。）

2 水産資源の回復を目的として、規則第六条各号に掲げる業種に係る漁業を営む者が、漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備を行う場合において、当該整備に係る費用を負担するのに必要な資金

（農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、漁業経営改善支援資金、林業構造改善事業推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、農林漁業経営資本強化資金、中山間地域活性化資金）

十 法別表第一第八号の下欄のナの主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

1 次に掲げる施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(1) 農舎、畜舎（家畜排せつ物処理施設を含む。第十八号の6の(1)及び第二十五号の2の(1)において同じ。）、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農機具及び運搬用器具

(2) (1)に掲げるもののほか、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図るために必要な施設

(3) 素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設並びに林業生産環境施設

(4) 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設（漁船、漁港及び漁具を除く。第二十三号の2並びに第二十五号の2及び7において同じ。）、漁業生産環境施設及び都市漁村交流促進施設

(5) (4)に掲げるもののほか、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設

2 1の(1)、(3)又は(4)に掲げる施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金

3 漁船の復旧に必要な資金

4 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設（事務管理用備品及び資材に限る。第二十五号の8において同じ。）の取得に必要な資金

（新規用途事業等資金）

十一 法別表第一第十号の下欄の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

別表に掲げる特定農林畜水産物について次に掲げる事項を行うのに必要な資金

1 新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用に必要な製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得

2 新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用のための特別の費用の支出又は権利の取

得

別表

- 一 米
- 二 麦
- 三 うんしゅうみかん
- 四 うんしゅうみかん以外のかんきつ類
- 五 りんご
- 六 てん菜
- 七 さとうきび
- 八 こんにやく芋
- 九 かんしょ
- 十 ばれいしょ
- 十一 アスパラガス
- 十二 スイートコーン
- 十三 間伐に係るすぎ
- 十四 間伐に係るひのき
- 十五 間伐に係るまつ
- 十六 しいたけ
- 十七 生乳
- 十八 豚肉
- 十九 鶏肉
- 二十 鶏卵
- 二十一 しろざけ
- 二十二 かつお
- 二十三 いか

(中山間地域活性化資金)

十二 法別表第一第十一号の中欄の主務大臣の指定する地域は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省農村振興局地域振興課及び財務省大臣官房政策金融課並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。)

(中山間地域活性化資金)

十三 法別表第一第十一号の下欄の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用又は需要の開拓(以下「新商品の研究開発等」という。)を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設その他新商品の研究開発等を行うのに必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 2 新商品の研究開発等を行うための特別の費用の支出又は権利の取得に必要な資金

(食品安定供給施設整備資金)

十四 法別表第一第十二号の下欄の主務大臣の指定する事業は、次のとおりとする。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第五条第三項に規定する認定生産製造連携事業計画に従って行う同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業

（食品安定供給施設整備資金）

十五 法別表第一第十二号の下欄の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 動植物性残さ（食品の製造又は加工の事業に伴って生じたものに限る。）を原料又は材料として利用するのに必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 2 食品に係る流通機能の高度化又は食品の流通における品質管理の高度化に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 3 食品の製造又は加工の新規事業を実施するために必要な資金であって、次に掲げるものの
 - (1) 新規事業の実施に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (2) 研究開発（企業化開発段階以降の技術開発に係るものに限る。）に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は当該研究開発に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金
- 4 前号に規定する事業に必要な資金であって、次に掲げるものの
 - (1) 食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (2) 米穀を原料又は材料として利用する食品（米穀を原料又は材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原料又は材料として利用する食品を含む。
(3)において同じ。）又は飼料の製造、加工又は流通に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (3) 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金
- 5 4の(1)又は(2)に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連する前号に規定する事業に必要な資金

（中山間地域活性化資金）

十六 法別表第一第十三号の下欄の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良、造成又は取得に必要な資金
- 2 1の施設の設置のための特別の費用の支出又は権利の取得に必要な資金

（農林漁業セーフティネット資金、農林漁業経営資本強化資金）

十七 法別表第四第一号の3の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金

- 1 災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金
- 2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金
- 3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金
 - (1) 最近の決算期における農業粗収益（法人にあっては、売上高。以下同じ。）が前期に比し十パーセント以上減少していること又は最近三月の農業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も農業粗収益の減少が見込まれること。
 - (2) 最近の決算期における所得率（農業所得（法人にあっては、経常利益。以下同じ。）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していること。
 - (3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。
 - (4) 社会的な要因による一時的な農産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、肥料その他の農業生産に必要なものをいう。以下この号において同じ。）の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (6) 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (7) 最近の決算期における農業所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
 - (8) 前期の決算期において、農業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては農業所得が黒字化したものの、二期合計で赤字であること。
 - (9) 前期の決算期において、農業所得で赤字が生じており、最近の決算期においては農業所得が黒字化したものの、債務償還可能年数が二十年以上であること。
 - (10) 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令を受けたことその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
 - (11) 農産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること。

（経営体育成強化資金）

十八 法別表第五第一号の2の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金
- 2 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金
- 3 農業者が、農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支

払い、又は当該権利の存続期間に対応する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

4 農業者が、農業経営の改善を図るのに必要な次の資金

- (1) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (2) 農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

5 農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な次の資金

- (1) 次に掲げる資金（(2)のイからハまでに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金

イ 共同相続人のうち遺産に属する農地、施設その他の農業に活用される資源（以下「農業経営資源」という。）についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡しを受けるのに必要な資金
その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金

ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得に必要な資金

ハ 疾病、負傷又は災害により必要な資金

ニ 農具、肥料、飼料、家畜その他農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金

ホ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

- (2) 次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

イ 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金のうち株式会社日本政策金融公庫が別に定めるものをいう。）、経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第四項の経営資金をいう。）その他国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金

ロ 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）

ハ 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就

農支援資金をいう。)

ニ 法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同号の下欄に掲げる資金

(3) 土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の土地改良事業をいう。）又は国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イからハまでの事業、同項第八号の事業若しくは同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する業務に要する費用に係る負担金その他の金銭の円滑な支払に必要な資金

6 次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(1) 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農機具及び運搬用機具

(2) (1)に掲げるもののほか、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善を図るために必要な施設

7 果樹の植栽又は育成に必要な資金

8 オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に必要な資金

9 家畜の購入又は育成に必要な資金

（林業構造改善事業推進資金）

十九 法別表第五第二号の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

素材、樹苗若しくは特用林産物の生産、造林若しくは林産物の処理加工、流通若しくは販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設又はこれらの施設であつて林業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得に必要な資金であつて、次に掲げる要件の全てに適合する計画に基づく事業の実施に必要なもの

1 次に掲げる要件のいずれかに適合する計画であること。

(1) 持続的な林業構造の確立及び林業・木材産業の成長産業化に資することを目標として、原木の安定供給体制の整備推進、木材利用及び木材産業体制等の整備推進等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するための計画であること。

(2) 農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化に資することを目標として、地域の資源である森林空間を総合的に利用した林業体験、森林のレクリエーション的利用及び教育・文化的利用等都市との交流の促進並びに地域材の利用の促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するための計画であること。

2 3の(1)に規定する都道府県知事が承認を受けた日又は3の(2)に規定する都道府県知事若しくは市町村長が決定を受けた日の属する年度を初年度とし、一年間から五年間ま

での期間にわたり、それぞれ当該事業を実施する計画であること。

3 次に掲げる要件に適合する計画であること。

(1) 1の(1)の事業にあつては、都道府県知事が作成した計画であつて、林野庁長官が承認したものであること。

(2) 1の(2)の事業にあつては、都道府県知事又は市町村長が単独で又は共同して作成した計画であつて、農林水産大臣が決定したものであること。

4 その計画に基づく事業の全部又は一部が国から補助金の交付を受けて行われることが確実なものであること。

(林業構造改善事業推進資金)

二十 法別表第五第二号の主務大臣の定める額は、百万円とする。

(農林漁業施設資金)

二十一 法別表第五第三号の法別表第一第八号の下欄のナに掲げる資金であつて育林期間中における林業経営の改善のために必要なもののうち主務大臣の指定するものは、次のとおりとする。

特用林産物の生産若しくは林産物の処理加工、流通若しくは販売に必要な機械その他の施設又は森林レクリエーション施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(林業経営育成資金)

二十二 法別表第五第三号の主務大臣の定める要件は、次のとおりとする。

- 1 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する森林経営計画（森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林（以下「特定広葉樹育成施業森林」という。）をその対象とするものを除く。）につき市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、都道府県知事又は農林水産大臣）の認定を受けていること。
- 2 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第三項の規定に基づき同条第一項に規定する林業経営改善計画につき都道府県知事の認定を受けていること。

(漁業経営改善支援資金)

二十三 法別表第五第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第九条第一号に規定する資金に該当するのは、次のとおりとする。

- 1 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- 2 漁業者が、漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な次の資金
 - (1) 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対応する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

- (2) 魚種、漁場又は操業の時期若しくは方法の転換に伴い必要となる漁船漁業用施設その他の施設の取得に必要な資金
- (3) 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金
- (4) 漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用に充てるのに必要な資金
- 3 漁業者の共同利用に供する施設（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の認定を受けた者が専ら使用するものに限る。）の改良、造成又は取得に必要な資金
- 4 漁具の取得に必要な資金
- 5 1及び4に掲げるもののほか、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

（漁業経営改善支援資金）

二十四 法別表第五第四号の主務大臣が指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九条第二号に規定する資金に該当するものは、第九号に規定する資金とする。

（振興山村・過疎地域経営改善資金）

二十五 法別表第五第五号の主務大臣の指定する資金は、次のとおりとする。

- 1 総トン数二十トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な資金
- 2 次の各号に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (1) 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、地域資源整備活用施設及び農業生産環境施設
 - (2) 農機具及び運搬用機具
 - (3) 漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設
- 3 素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設並びに林業生産環境施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 4 果樹の植栽又は育成に必要な資金
- 5 茶、多年生草本、桑又は花木の植栽に必要な資金
- 6 搾乳の用に供する乳牛、繁殖の用に供する肉用雌牛、繁殖の用に供する豚、繁殖の用に供するめん羊又は繁殖の用に供する山羊の購入に必要な資金
- 7 2に掲げる施設（漁具及び漁船漁業用施設を除く。）、3に掲げる施設、漁場改良造成施設、漁場環境管理施設、漁場管理強化施設、漁業用通信施設、漁船漁具保全施設、漁船用補給施設、水産物処理加工施設、製氷冷凍施設、水産物共同販売施設、水産倉庫又は水産物運搬施設であって農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得に必要な資金
- 8 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設の取得に必要な資金

附 則

- 1 この告示は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - 一 昭和三十八年六月五日大蔵省／農林省告示第三号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の四の果樹以外の永年性植物を指定する件）
 - 二 昭和三十八年六月五日大蔵省／農林省告示第四号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二の資金を指定する等の件）
 - 三 昭和三十八年六月五日大蔵省／農林省告示第五号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三の資金を指定する件）
 - 四 昭和四十六年一月五日大蔵省／農林省告示第二号（農林漁業金融公庫法別表第二の第九号の主務大臣の指定する資金を指定する件）
 - 五 昭和四十八年四月十二日大蔵省／農林省告示第七号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第八号の資金を指定する等の件）
 - 六 昭和五十八年二月二十一日大蔵省／農林水産省告示第一号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する等の件）
 - 七 昭和六十年七月一日大蔵省／農林水産省告示第三号（農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件）
 - 八 平成二年三月三十一日大蔵省／農林水産省告示第十号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の二の二の規定に基づき、同号の資金を指定する件）
 - 九 平成六年六月二十九日大蔵省／農林水産省告示第十二号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の六の規定に基づき、同号の資金を指定する等の件）
 - 十 平成六年六月二十九日大蔵省／農林水産省告示第十三号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の七の規定に基づき、同号の資金を指定する件）
 - 十一 平成十一年十月一日大蔵省／農林水産省告示第三十四号（農林漁業金融公庫法第十八条の二第一項第四号の事業及び資金を指定する件）
 - 十二 平成十一年十月一日大蔵省／農林水産省告示第三十五号（農林漁業金融公庫法第十八条の二第一項第二号の資金を指定する等の件）
 - 十三 平成十一年十月一日大蔵省／農林水産省告示第三十六号（農林漁業金融公庫法第十八条の二第一項第三号の規定に基づき、同号の資金を指定する等の件）
 - 十四 平成十一年十月一日大蔵省／農林水産省告示第三十八号（農林漁業金融公庫法第十八条の三第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件）
 - 十五 平成十一年十月一日大蔵省／農林水産省告示第三十九号（農林漁業金融公庫法附則第二十三項の資金を指定する等の件）
 - 十六 平成十三年四月三日財務省／農林水産省告示第二十一号（農林漁業金融公庫法第十八条の二第二項の規定に基づき、同条第一項第三号の指定地域を指定する等の件）
 - 十七 平成十四年七月一日財務省／農林水産省告示第二十四号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する件）
 - 十八 平成十四年七月一日財務省／農林水産省告示第二十九号（農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措

置法第九条各号に規定する資金に該当するものを定める等の件)

十九 平成十九年四月一日財務省／農林水産省告示第八号（農林漁業金融公庫法別表第一の第一号（一の三）の資金を指定する件）

二十 平成二十年四月一日財務省／農林水産省告示第十号（農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の三の資金を指定する件）